

(別紙)

令和7年度 指導監査是正改善項目

法人名 やすらぎ福祉会 (法人本部)

番号	是 正 ・ 改 善 指 示 事 項	是 正 ・ 改 善 状 況 (改 善 計 画)
	◆文書指摘事項 (文書により改善状況の報告を求めるもの)	
1	役員等損害賠償責任保険の加入について、加入時及び更新の都度、理事会の決議を得ること。 (法第45条の22の2により準用される一般法人法第118条の3第1項)	令和8年1月後半開催予定の理事会にて決議予定。 理事会後 議事録を提出いたします。 今後更新の都度理事会で決議します。
	◆口頭指摘事項 (文書による報告を求めないもの)	
1	評議員の選任にあたり、履歴書、誓約書、特殊関係調査票が徴取されているが、評議員候補者として選考を行う理事会の前に徴取すること。【前回口頭指摘事項】 (法第40条第1項、ガイドラインⅠ 法人運営 3(1)2)	
2	経理規程について、修正が必要な箇所があるため見直すこと (第58条第2項：拠点区分の注記省略項目に「(15)」を追加、第71条第1項 (6) : 「契約不適合責任」に修正)。 (経理規程)	
3	小口現金について、毎日又は現金の受払いがあった日の現金出納終了後に現金残高と帳簿残高の照合を行うように経理規程を改正すること。出納職員は規程に基づき照合を行い、会計責任者に報告すること。 (経理規程30条)	
4	毎会計年度末現在における固定資産管理台帳を理事長に報告すること。また、理事長が確認した証跡を残しておくこと。 (経理規程第51条)	